

府 食 第 212 号

令和 6 年 3 月 28 日

厚生労働大臣
武見 敬三 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品健康影響評価の結果の通知について（回答）

令和 6 年 3 月 15 日付け厚生労働省発健生 0315 第 3 号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた事項については、要請物質の実態を踏まえ、保存基準を改正するものであり、その品質については、従前から変更はないため、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはない。

したがって、本件は、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。